

発達が気になるお子さんの相談室を開いています

発達が気になるお子さんの育児や教育に悩んでいませんか。ご家族の方や、療育の仕事に携わっている方で不安や悩みをお持ちの方に佐織特別支援学校の職員が話を伺いますのでご相談ください。

次のとおり無料面接相談を開催します。相談内容は秘密を厳守します。

●開催日

4月22日(水)～令和3年3月10日(水)の

毎週水曜 午後3時30分～

※予約の電話の時に日時を決めます。

●開催場所

愛知県立佐織特別支援学校

●予約開始日

4月15日(水)

●予約受付時間

午前10時～午後5時

(土曜・日曜および祝日を除く)

※事前に電話でご予約ください。

●予約・問合せ先

愛知県立佐織特別支援学校 教育支援部 はあと相談係

☎ 3712061

税のお知らせ

4月の納税等

固定資産税／前期・第1期

保育料／4月分

納期限／4月30日(木)

納期限内の納付にご協力ください。納付は便利な口座振替をご利用ください。

固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)を所有している方がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税は、基礎的な行政サービスを提供する市町村の財政を支える基幹税目として、重要な役割を果たしています。納め忘れないようにお願いします。

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、その部分について固定資産税が課

税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認させていただいたうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を調査します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、この家屋評価を行っていますが、留守が多い方は、ご連絡いただければ日程を調整し調査に伺います。

●家屋を取り壊された場合

家屋を取り壊された場合、「家屋滅失届」を早急に提出してください。

提出がないと、そのまま課税されますのでご注意ください。

ただし、法務局において滅失登記の手続きをされた場合は提出不要です。

●問合せ先

総務部税務課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

●期間

4月1日(水)～4月30日(木)
(土曜・日曜および祝日を除く)

●時間

午前8時30分～午後5時

●場所

総務部税務課

確定申告期間延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日(木)まで延長となりました。

申告・相談窓口は津島税務署で行っております。

●開設時間

午前9時～午後5時

(土曜・日曜および祝日を除く)

※受付終了時刻 午後4時

※飛鳥村役場では申告・相談窓口を開設しておりません。

●問合せ先

総務部税務課

・津島税務署

☎ 2612161

